

本人確認書類ご提出に際してのお願い

お手続きにあたって、お客様のご本人確認をさせていただいております。
以下の注意事項等をご参照のうえ、本人確認書類のコピーをご提出ください。

「本人確認書類」の確認項目

以下の3点を確認します。申込書・請求書等に記載の内容と同一の書類をご用意ください。

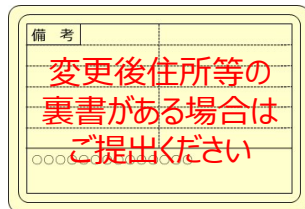
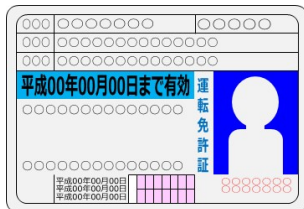
(1) お名前 (2) ご住所 (※) (3) 生年月日

(※) 申込書・請求書に記載の住所を変更されている場合、変更後の住所を申込書・請求書等に記載のうえ、新しい住所の「本人確認書類」をご提出ください

それぞれの書類について、以下の注意事項をご確認ください。

① 運転免許証の場合

住所変更などが裏書されている場合は裏面もコピーをご提出ください。



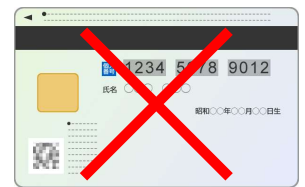
「運転経歴証明書」は平成24年4月1日以降に交付されたものであればご利用いただけます。



交付年月日を確認のうえご提出ください

② マイナンバーカードの場合

表面のコピーのみご提出ください。**裏面（個人番号が記載されている面）をコピーしないでください。**



「通知カード」、「交付申請書」等は本人確認書類としてご利用いただくことはできません。



③ パスポートの場合

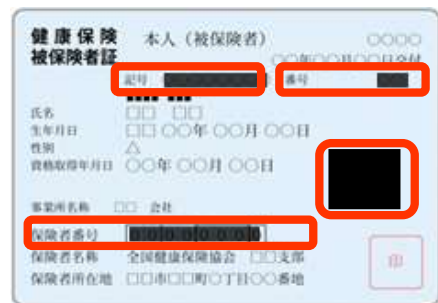
顔写真のあるページと現住所記載の所持人記入欄ページの両方のコピーをご提出ください。



(※) 2020年2月4日以降に発給申請されたパスポートには現住所を記載できる所持人記入欄ページがないため本人確認書類としてご利用いただけません。

④ 健康保険証等の場合

コピー後、「記号」「番号」「保険者番号」「二次元コード」(記載されている場合)を塗りつぶしてご提出ください。

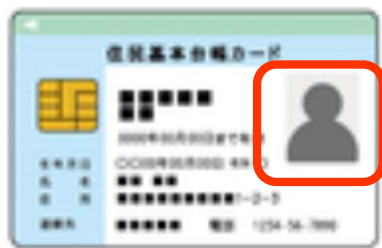


現住所が裏書されている場合は裏面もコピーをご提出ください。

(※) 健康保険証等の詳細は、「本人確認書類としてご利用いただける書類」をご参照ください。

⑦住民基本台帳カードの場合

「写真付き」のものであればご利用いただけます。



⑧年金手帳の場合

コピー後、「年金番号」を塗りつぶしてご提出ください。



(※) 1997年1月から2022年3月までに被保険者資格の取得手続きをおこなった方に発行された年金手帳には住所欄がないため本人確認書類としてご利用いただけません。

⑩戸籍の附票 または ⑪住民票 または ⑫印鑑証明書の場合

- (⑩⑪⑫共通) 発行日から6ヶ月以内の書類をご提出ください(コピーでもお取り扱い可能です)。なお、複数のページがある場合は、すべてのページのコピーの提出が必要です。
- ⑩戸籍の附票の場合、「本籍地」を省略して取得してください。
- ⑪住民票の場合、「マイナンバー」、「住民票コード」、「本籍地」を省略して取得してください。

本人確認書類としてご利用いただける書類

以下の書類をご利用いただくことができます。ただし、以下の書類でも発行年度などにより(1)お名前(2)ご住所(3)生年月日のいずれかが記載されていないものがあります。この場合、本人確認書類としてご利用いただけません。

- ①運転免許証(運転経歴証明書を含む) ②マイナンバーカード ③パスポート
- ④健康保険証等(※) ⑤資格確認書 ⑥身体障害者手帳
- ⑦住民基本台帳カード(写真付) ⑧年金手帳(証書)
- ⑨在留カード・特別永住者証明書 ⑩戸籍の附票 ⑪住民票 ⑫印鑑証明書

(※)「国民健康保険被保険者証(含、被保険者資格証明書)、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、介護保険被保険者証、老人保健医療受給者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証」を指します。

⚠️ ご注意

- 有効期限がある証明書については、当社到着日時点で有効なものをコピーしてください。
- 本人確認書類(⑩～⑫)原本をご提出いただいた場合は返却いたしませんのでご注意ください。
- 原寸サイズで全体が写るようにA4用紙にコピーし、余白は切らずにご提出ください。
- 裏表がある書類の場合、(1)お名前(2)ご住所(3)生年月日の3点(有効期限がある証明書の場合は有効期限を含めた4点)の記載がある面をコピーしてください。住所変更などの裏書がある場合は、裏面もコピーしてください。